

第六六號受

御書

御書

御書

御書

御書

三月一日受

普通御書

3-3124

0258

大正十一年十二月二十二日

佛國巴里博覽會へ藝妓ヲ渡航セシメトス

世帯一日書一日送受

佛國巴里博覽會

秘

大臣 閣了

次官

乙秘第一三九三号 十二月廿二日 (發言視察報告)

佛國巴里博覽會へ藝妓ヲ渡航セシメトス

芝區愛宕下町二丁目四番地島田伴兵衛方東京府手氏奥官  
健之神田区錦町三丁目四番地大坂府手氏津田官次郎等横濱  
居留地佛國人ロバートミツンヨナル者ト謀リ明年佛國巴里博覽  
會開設ニ際シ歌舞音曲演藝ノ目的ヲ以テ藝妓ヲ渡航セシ  
メントシテ芝區烏森町五番地料理店扇井亭事岩間芳松  
へ交渉シタルニ今人ハ烏森町藝妓屋す井家ニ計リ募集セ  
シメントシタルモ名八百田ニテハ容易ニ應ズル者ナキヨリ扇井亭ハ  
す井家ニ命ジテ十一月五日勝太さ井龍妻後、日の丸、森若、五  
名ヲ抱ヘサセシレシ今家在末ノ抱ヘタル者太郎、す井子、太助、  
三名ヲ加ヘ猶ニ名不足ナルヨリ目下募集中ナルモ奥官オハ既ニ  
募集諸ト称シテ先頃ロバートヨリ内全トシテ貳千四百取次

内務省

リト云フ奥官岩間オハ若シ賤業婦ト見做カレ渡航許可セラレ  
ザル様ノ事アリテハ折角ノ計画モ画餅ニ歸スルヲ以テ警視廳ノ  
手ヲ經テ東京府廳者局者ヲ手ニ入レ目的ヲ達セト既ニ同廳  
内部課ノ某ト通ジ演藝研究ノ名ヲ以テ坐願ノ手続ヲナシ  
タリト云フ亦藝妓監督トシテ奥官津田、す井家、三名ハ渡  
航準備中ナリ奥官ハ此ノ事、吾間ニ渡レ新聞紙上ニ賤業婦  
渡航云々ノ記事ヲ掲ケラルハ、ヲ慮リ窃カニ知巳ノ新聞記  
者ニ向テ辯護ヲ依頼シ故ラニ政界社會黨狀況視察ノ為  
メ渡航スト吹聴シ居レリト云フ

3-3124

0259

秋

丙辰年二月

客年十二月二十七日警視廳第... 奥宮健  
之等佛國人ロバートミヨシト謀リ巴里博覽會  
開設ニ際シ藝妓渡航ノ件ニ付法廷會之  
趣了申旨ヲ左記ノ通り有之候各左様  
法了承知成度此段及回答候也  
明治三十三年一月八日

警視總監大浦兼右

音楽部係局長殿

一 渡航ノ目的ハ表面歌舞昇音曲ノ研究爲  
ト称ス居ルモ其利益ニ意ノ如クナラサルトキハ渡  
航後ノ形勢ニ依リ醜業ヲモミル計畫  
ナルマ勿論ナリ寧ロ豫想ノ利益アリトス  
ルモ醜業ヲ踏マシムヘキコトハ必至ノ勢ト  
思ハル

内務省

一 在英者ト在土トノ契約ノ別記ノ如クナルモ  
期限ハ其二月ヨリ尙ハ三月間ノ由渡航旅  
費等ハ在土ニ於テ支弁スル契約有之候  
航後利益ノ結果ニ依リ或ハ其ノ利益之  
レナキカラナルモ利益ナシトノ口實ヲ以テ其  
半額ハ在英者ニ負擔セシムルコトアルヤモ  
レレト云フ  
一 在英者居住所氏名ハ左ノ如シ  
風信上前科ノ有之者ニ付テハ前科アルコト未タ

聞カズ

姓名	住所	氏名
若太郎	芝区島森町五番地	齋藤りう
すみ子	日本橋区上野町十三番地 當時藤原藤房の御高弟	齋藤きよ之
大助	二大正北橋高田五十五番地川原徳次 母方同姓藤原藤房の御高弟 藤原藤池上村藤房九百二十五番地 中後清光の御高弟藤原藤房の御高弟 本姓三西須賀所十五番地杉千代高弟 岩女 藤原藤房の御高弟 五橋正和泉所五番地 藤原藤房の御高弟 藤原藤房の御高弟 藤原藤房の御高弟	前田五い
喜翁		中島えり
勝太		上杉きん
高美龍		鈴木多海
海	神田区淡路町一丁目一丁目藤原藤房の御高弟 日本橋区新薬物町七番地 村三波高田藤原藤房の御高弟	羽田野させ
日の丸		村上ちか
一 奥宮等	於て應莫者、對之欺瞞、實 ナキヤ、付テ、目下、更ニ欺瞞、手段ヲ 弄スルコトナキ 模様ナルモ、今後、如何ナル手 段ニ出ツルヤハ、ナリ、難シ	

契約書(寫)

西曆一千九百年萬國博覽會、パリヲテ、オラ  
マ株式會社代理店アルド、シヨ、ニ商會ト貴  
殿ト、間ニ締結シタル契約各條ヲ承認  
シタル、其ハ、戶主、某、同意ヲ得、此、會社  
ハ、明治三十三年一月ヨリ、向テ、十月、間、貴、殿ト、某  
々、及、津田官次郎ト、間ニ、於テ、左記ノ各條  
ヲ契約シ、之ヲ締結セリ

第一、パリヲテ、オラマ株式會社ハ、巴里ニ創設スル  
モノナルヨリ、其ハ、貴、殿ト、巴里ニ同行シ、會  
社指定スルニ、拜見、於テ、強、義、スル、日、白、ク

以之明治三十三年二月ヨリ會社へ在ハルノ事  
 其日取ハ撥渡出帆ノ日ヨリ向フ十月トス  
 第二十月ノ在入ノ對テ給料ニ金四百圓トシ  
 之ヲ三回ニ分チ支拂フコト良キ左ノ方法トス  
 第一回ニ金五十圓 此契約油取ノ際  
 第二回ニ金五十圓 撥渡出帆ノ際  
 第三回ニ金五十圓 運載ノ終局ノ際  
 右支拂金ハ總ニ會社ヨリ貴社ノ手ヲ經テ  
 某受取ノ付本契約ノ付責任アリ  
 第三 往復ノ旅費ハ會社ノ負カタルコト  
 第四 被在申病氣等ノ際ハ會社ノ終局  
 夕以ニ支弁スルコト  
 第五 運載ノ為メニ要スル衣服什物器具  
 他ノ物品ハ會社ヨリ与ヘラルニ然レトモ右物品  
 等ハ滿期ノ際ニテ會社へ返却スルコト  
 ス  
 第六 某ノ被在間ハ其ノ常在中ノ倉庫等  
 ハ凡シ會社ヨリ支給セラルコト  
 第七 此ノ在入ノ終ニ止出番ナル日ヨリ在  
 入レラル、ニ付某ノ被在間會社ノ社長及  
 主任者ノ指揮ニ依リ此規則ヲ遵守ス  
 カシ  
 第八 此ノ社ハ貴社ト同ニ交付タル契約  
 油印ヲ要スルコトキ、某ノ捺印スルニ  
 右各本條承諾之上金五十圓ハ第一回ノ支  
 拂トシテ清取タルト付、第二條以下ノ如ク某

内務省

々三人ハ連帯ニテ其責任ヲ負フ所ニ  
三十二年九月

溢考

以上ノ契約書ハ一府若何ノ主山石向岸  
喜岩向クニ對シニ先自ヨリ莫入レタ  
ルモノナリ

内務省

明治三十一年一月十九日起草  
同 八年 八月十六日發遣

主任

通商局長

森

機密

内務次官

外務次官

第一號

東京市芝区愛宕下町二丁目四番地島  
田伊兵衛万東京府平民奥宮健之  
神田区錦町三丁目四番地大阪府平民  
外務省

津田官次郎等横滨市居留佛國  
人ロバートミツシエナル者ト謀リ本年佛  
國博覧會開設ニ際シ歌聲舞音  
曲演藝等ノ目的ヲ以テ執云伎ヲ渡航  
セシメントテ芝区島森以五番地岩間  
芳松交渉シ日人等島森執云伎  
屋寸み家計既ニ着床即外七  
名ノ云云伎ヲ渡航シ者亦名ト喜力

淨書局

35

年中 由三ノ前氏 教名ノ藝妓  
 演之藝 研究ノ名ヲ以テ 既ニ其時  
 出テ方十付方 出テ又真実  
 田ノ子ノ身ノ三名ノ藝妓 監督  
 渡航 準備中 十ノ藝中ノ及ニ處  
 右ノ計事 單ニ藝妓 音曲 隱藝  
 等 証 謀 止ニテ 別ニ支ニテ 一ノ家ト  
 外務省  
 計九ノ名ノシテ 名計 十ニヤ  
 二ノ及ニ 果シテ 計畫アルニテ 航  
 三ノ昔年 外國 遊覽 会ヲ 期トシ  
 持テ 業好 外國人 三ノ期トシ  
 二ノノ 藝妓 一級 甚ダ  
 石ノ松 石ノ新ノ 月ノ石ノ香 友  
 持テ 右ノ藝妓 等ノ 演藝 中ニ 止  
 以テ 演藝 等ノ 演藝 中ニ 止  
 以テ 演藝 等ノ 演藝 中ニ 止



外務省  
事務

外務省

3-3124

0266